

守る会 ニュース

2017.10.2
成田市和田141
守る会発行

「守る会」発足集会後のとりくみ経過報告

8月25日 発足集会後の幹事会

「守る会」代表に吉岡秀樹氏
会計に大木良雄氏 幹事に推薦された及川和代氏は都合で引き受けていただけなかった。
会終了後、秋葉さんと吉岡が東京新聞の取材を受ける。

9月4日 幹事会

発足総会のまとめ ・千葉地検への要請書検討 ・記者会見へ向けて ・会員の拡大

9月6日 新聞報道

東京新聞に秋葉さんの記事(写真入り)が大きく掲載される。

9月13日 記者会見

(事前に各種資料は渡した)
「守る会」関係出席者(秋葉 吉岡 大木 吉永弁護士)
新聞社(朝日・読売・東京・千葉日報・時事通信・共同通

信計6社)

9月14日 新聞報道

千葉日報・朝日に秋葉さんの記事が掲載。

9月20日 幹事会

・県教委への申し入れをしよう
「1年を経てからの刑事告発の意図は？」。

・できるだけ早くニュースを発行しよう

・「守る会」のホームページを立ちあげよう。

10月1日現在

会員数 47名 早く50名は超したいです。

10月の間の新聞報道

9月6日 東京新聞、9月14日千葉日報・朝日新聞で秋葉記事が報道。いずれも「守る会」発足集会後の記事。朝日と千葉日報については

記者会見の翌日のもの。(別紙1)

情報が秋葉さんの手元に何故あったのかは丁寧に説明したつもりですが、まったく不十分な記事になっています。それでも東京新聞と千葉日報は誠実なまとめ方をしていると思います。残念ながら朝日新聞は「見出し」「本文」に納得できないところが多く、吉岡からその日のうちに関係記者に電話で質しました。

県教委への申し入れ書

別紙2の申し入れ書を県教委に送付します。これは千葉地方検察庁への要請書とは別のものです。記者会見の場で、ある記者が「1年も経ってから刑事告発したのはなぜかを、県教委に質したのか」と私たちに問いました。私たちは、県教委に問いたとしても回答はないだろうと半ば諦めて問いませんでした。が、「守る会」が発足した今、仮に回答がないとしても、きちんと問う必要があると考えました。

ニュースの取扱い

ニュースは会員の皆さまにEメールか郵便でお届けします。会員になっていただけた方にはコピーあるいは転送していただいて結構です。周りの皆さんに広げて下さい。

今後の見通しと 会員の皆さまへのお願い

9月26日現在、秋葉さんの書類は、まだ千葉地方検察庁に送られていません。送検は十月以降になる見通しです。そのあと状況を判断して「守る会」からの要請書(別紙3)を千葉地検に届けます。この要請書を届ける作業がひとつの山場になるのではないかと考えられます。

そのとき、「守る会の会員は〇〇人です」と声を大にして言いたいですね。それが力になると思います。ぜひ、同封の加入申込用紙を活用して会員を増やして下さい。

(吉岡 秀樹)

コラム（詩）

民主主義の死んだ日

九月一九日未明

日本中に大きなうねりとなった
「戦争法案 廃案！」の
願い・祈り・シュプレヒコールを
無視して
安保関連法案は参議院で可決

四万ともいう国会前のデモの
海鳴りのような叫びの届く国会で
突如会場を変え審議もとばしての
法案裁決

議長席に駆け寄る与党
一足先を越されて
慌てて駆け寄る野党

黒山の人垣の中で
誰が何を言っているのかも
全くわからない怒号の中
起立を促す手の指示で
起立したのは与党だけではなかった
まるで暴力映画の一シーン
それでも賛成多数による
法案可決だつて！

議事録は
議事騒然 聴取不能とのみ

こんな情けない国会の中継が
世界に配信されたと思うと
恥ずかしい
幼い子どもたちの目に
どう写ったかと思うと
情けない

連日の雨の中
傘をさして押し寄せていた

国会前の大群衆

雨の中腰掛けて仮眠して
指まで白くふやけたという人もいた
赤ん坊を抱き幼子の手を引いて
この子たちを守ると駆けつけたお母さん

車椅子の人もいた
そして何より
彼ら流のやり方で 個人の意志で
この危機を乗り越えようと
声を上げたシールズ
憲法九条を都合のいい解釈で
戦争のできる国

普通の国にしようとする法案を
決して認めはしないと・・・

その決意と情熱は
大きな原動力になった

それは学者 芸能人 一般人
すべての年令 性別 職種を超えた
かつて歴史にない
大きな廃案のうねりにと繋がる

アメリカとの事前の約束通り
「粛々」と強引に法案可決
可決などと言えない
すさまじい混乱の中での
法案可決

こんな無茶な憲法無視の
法案を通す「絶対多数」の議員を
選んだのは誰？

むごたらしい原爆で
傷つけた国の要求に
ひたすら応えようとする政府を
作ってしまったのは誰？
それは日々の生活に追われ
政治を見届けることを怠った
私達ではなかったのか

とりあえず経済の好転のみ考えて
この政権に夢を託した
私達ではなかったのか

ことさらに寒い季節に
衆議院の解散

総選挙で消費税アップの先送りの
民意を問うなどと
史上最低の投票率で選ばれた議員が

国民の代表などであるはずもなく
しかし形の上ではまさしく代表

かつてないほどの長い質疑時間
的外れの応答

幾つもの不信任案は
もちろんことごとく否決

そしてだまし討ちのような形で
安保関連法案は可決

これで同盟国を助けることができる
助けてもらうことができる

そのためには
自衛隊は地球の裏側にまで
武器を持って戦うことも可能
それが

戦争の抑止力になるなんて！

ならば法案反対の
私たちはどうしたらいい？

本気で考えその主張に共感できる人
を

今度こそ選ばなくてはならない

この国の首相は
強引な手法で法案を通した代わりに
眠っていた若者たちの心呼び覚ま
した
たとえ自分で勝ち取ったものではな
くとも
人類の理想とも言える
「平和憲法」の心地良い揺りかごで

まどろんでいた多くの人達に
平和の尊さ、日常のありがたさを
思い起こさせた
現代史を改めて勉強しなければと
思わせてくれた

これからは
確実に未来を見据えて
投票に臨む人が増える
安保関連法案の強引な可決は
単なる民主主義の死んだ日ではない
新しく民主主義が生まれた日
はつきりと意識された
民主主義元年となる日

二〇一五年九月二一日
M・H



千葉日報 9月14日

「告発、妥当性ない」 成田の元教諭が訴え

署名活動に生徒名簿

千葉県立成田北高校の元教諭、秋葉幸一さん（62）＝成田市大清水Ⅱが在職中に得た生徒の個人情報を使い、卒業生に安非法案反対の署名を求める手紙を送った問題で、秋葉さんが13日、富里市内で記者会見した。県教育委員会による刑事告発について「妥当性がなく、教育現場への見せしめ」として不起訴にするよう訴えた。

秋葉さんは定年退職した2016年3月、在職中に持ち出した生徒の氏名や住所などの個人情報を使い、手紙と署名用紙などを卒業生335人に郵送。前年9月に成立した安全保障関連法へ反対する署名を求めた。

県教委は16年5月、個人情報

報の無断持ち出しと目的外使用に当たるとして勧告処分とし、秋葉さんも受け入れた。ところが約1年後の17年5月になって、県教委は個人情報保護条例違反の疑いで秋葉さんを県警に刑事告発。翌月には県警の自宅搜索を受け、計10時間以上にわたり任意の事情聴取も受けたという。

弁護士とともに会見した秋葉さんは「卒業生の幸せを願って手紙を出したことが刑事罰となるのは納得できない」として、不正な利益を図る目的での使用ではないと主張。秋葉さんを支援する市民団体の吉岡秀樹代表（70）も「刑事処分を受けるほどの行為なのか。県教委の対応は行き過ぎ」と訴えた。今後は地検に起訴しないよう求める要請書を提出する方針。

朝日新聞 9月14日

●生徒情報を持ち出した 元教諭を「守る会」

在職中に持ち出した生徒の個人情報を使い、安全保障関連法への反対署名を求める封書を送ったとして、県教育委員会が県個人情報保護条例違反容疑で告発した県立成田北高校の元教諭の男性（62）について、有志が「守る会」を立ち上げた。13日に富里市内で記者会見し、起訴しないよう求める要請書を千葉地検に出すことを明らかにした。男性は昨年3月、定年退職間際に生徒約3千人分の個人情報を持ち出し、卒業生335人に封書を送付。県教委が今年5月、成田署に告発した。有志は元中学教諭や主婦ら約40人。男性は会見で「刑事罰として妥当性はない。人権を踏みにじられている」と話した。

千葉中央

心のふるさと 祈りのお山
高尾山薬王院

県内の天気

	きょう	あす
千葉		
銚子		
木更津		

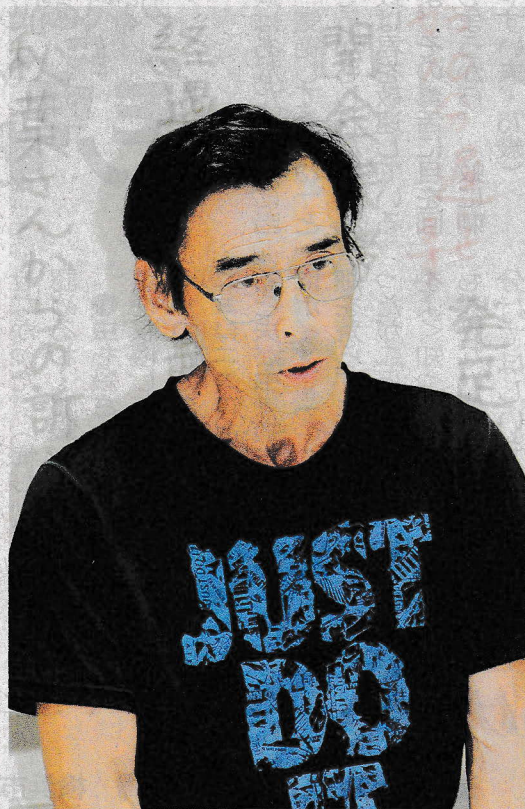
きょうの予想 (千葉)

降水確率
朝70% 昼70% 晩50%
気温
最高24度 最低21度
北東の風

千葉支局
〒260-0013
千葉市中央区 中央3-4-8
コーノスビル4F
電話 043-224-8155
FAX 043-225-2271
mail:chiba@
tokyo-np.co.jp
船橋 047-424-6381
市川 047-334-4151
松戸 047-344-0117
柏 04-7164-0057
成田 0476-23-0866
銚子 043-224-8155
木更津 0438-25-6501

元教諭刑事告発で波紋

市民グループが反対の動き



生徒情報持ち出し「安保法廃止」署名

元高校教諭の男性が在職中に生徒の個人情報を持ち出し、卒業生に安全保障関連法の廃止の署名を依頼する手紙を送った問題で、県教育委員会が、県個人情報保護条例違反の疑いで男性を刑事告発し、県警が男性宅を家宅捜索していたことが分かった。男性を支援する市民グループは「刑事処分を受けるほどの行為なのか。県教委の対応は行き過ぎだ」と批判している。(小沢伸介)

刑事告発されたのは、県立成田北高校の元教諭の秋葉幸一さん(61)＝成田市。秋葉さんは二〇一六年三月、在職中に無断で持ち出した生徒の氏名や住所などの個人情報を使い、手紙と

「刑事告発され、見せしめになった」と訴える秋葉幸一さん＝成田市で

秋葉さんは「安保関連法の強行採決がきっかけで、教え子をもつての行動だった」と振り返る。県教委は一六年五月、秋葉さんの行為は個人情報無断持ち出しと目的外使用にあたり「教育公務員であれば懲戒処分相当する」とする文書を秋葉さんに出した。秋葉さんは「目的外使用は事実。県教委の指摘にある意味納得し、これで済んだと思っていた」と話す。ところが、県教委は今年五月二十四日、県警に同容疑で刑事告発した。六月二十九日早朝、県警の捜査員が秋葉さん方を家宅捜索し、パソコン一台と関連ファイル一冊を押収。秋葉さんはその後、四回にわたり延べ十時間以上、任意の事情聴取を受けたという。県個人情報保護条例六十三条は、不正な利益を図る目的で個人情報をもつての目的外使用は一年以下の懲役か五十万円以下の罰金、

と規定する。公訴時効は三年。県教委教職員課の担当者は「懲戒処分の指針では、個人情報の目的外収集は減給か戒告。県個人情報保護条例違反での刑事告発の先例はないが、教育現場に与える影響の大きさを考慮し、厳正に対処した」と説明する。成田市内では八月二十五日、市民ら約三十人が集まり、秋葉さんの支援組織を發足させた。集会で吉永雄二弁護士は「論点は不正な利益を図る目的があったかどうか。法律は大多数の憲法学者が違憲と指摘しており、公益を図る目的だったとの考え方もできる」と指摘した。支援組織の代表の吉岡秀樹さん(60)は「手紙は教え子たちに自分の思いを伝え、考えてほしいと訴える内容で、署名を強制していない。刑事処分を受けるほどの行為なのか疑問だ」と話した。

千葉県教育委員会殿

2017.10.

被疑者 秋葉 幸一
担当弁護士 吉永 雄二
同 後藤 裕造

申し入れ書（案）

下記の件につき、文書にて回答を要請する。

記

1. 朝日新聞の本年9月14日付記事において、持ち出された生徒個人情報の人数が約3000名とあるが、被疑者は成田北高校に5年間しか勤務しておらず、その間関わった生徒数は約1500名程度だと認識している。
成田北高校および県教育委員会が発表した、この3000名という人数を立証する根拠は何か。
2. 同じく朝日新聞の本年9月14日付および昨年4月20日付報道では、持ち出しの時期が「退職間際」となっているが、被疑者は成田北高校に平成22年4月から27年3月まで在籍しており、転勤2年目の平成23年から退職後の平成28年3月まで、ずっと生徒個人情報が手元にあった。
県教育委員会は、持ち出し時期をどのように把握しているのか。
3. 昨年5月20付勧告書から今年5月24日の刑事告発の間の1年間に何があったのか。
刑事告発に至る経過等、時系列に沿って回答願いたい。
4. 今年9月6日付、東京新聞の記事によると、被疑者の行為は個人情報の目的外収集に当たるそうだが、被疑者が在職中及び退職後も個人情報を持っていたのは、学校情報処理業務を遂行するためであり目的外使用のためのものではありません。
被疑者が退職直後、成田北高校に情報処理業務引継ぎのため出向いたこと（1昨年5月に3回位）及び当時の教頭がそのことを黙認していたことを確認し、目的外収集に当たるかどうか回答してください。
5. 被疑者は学校関係のすべてのデータを消去しました（させられました）。
しかし、成田北高校は2年半後の現在においても、被疑者の開発したマクロプログラムを使用して学校情報処理業務を一部行っているようです。
被疑者にとっても責任の取れない運用は、即刻停止するよう要請します。
特に、現住所を含む入学者選抜に係る重要情報の収集は、県教育委員会によって行われ管理すべきもので、被疑者のマクロプログラムは使用しないでください。

以上

2017 年 月 日

要請書

千葉県検察庁

様

秋葉幸一さんを守る会

代表 吉岡秀樹

2016 年 3 月、秋葉幸一さんは千葉県立成田北高校教員を退職して丁度一年が経とうとしていました。前年の 9 月に「安全保障関連法」が強行採決された様子をテレビで見て、日本の民主主義が脅かされつつある危機感を覚え、その廃案に向けての運動に参画するようになりました。そして、自宅のパソコン内に残っていた卒業生のデータから、自分が直接かかわっていた 335 人の教え子宛てに、安保関連法廃止の署名への協力を依頼しました。

18 歳選挙権が適用される参議院選挙も近づいていた時期です。秋葉さんは、卒業生に当てる署名依頼文の末尾に「18 歳選挙権に伴い国政選挙に行かれることを期待します。・・・夢を信じて、自分のために大切な一票を投じてください。あなたの幸せはあなた自身の力で勝ち取ることを念じています」と記しています。自分自身のために政治に関心を持って欲しいという秋葉さんの、教え子に向けた思いのこもった一文です。

これに対して、千葉県教育委員会（県教委）は 1 年以上も経った 2017 年 5 月に秋葉さんの行為が千葉県の個人情報保護条例（63 条）に違反するとして刑事告発しました。しかし、秋葉さんは昨年 5 月 20 日付で既に処分（勧告）を受けています。また、当人は個人情報を目的外に使用したことについては、そのことを認め、その際パソコンのデータはすべて削除しました。当人はもちろん、私たちも、上記勧告処分ですっかり決着がついていたと考えていました。

しかし、その 1 年後になって、県教委は秋葉さんを成田警察署に刑事告発し、この 6 月 29 日の早朝、警察官 5 人が秋葉さん宅に踏み込み、パソコン 1 台と関連ファイル 1 冊を押収して行ったのです。その後、秋葉さんは、計 4 回にわたる取り調べを受けています。この間、秋葉さんは警察からの事情聴取に全面的に協力していますが、昨年の秋葉さんの行為は、教え子一人ひとりに対して安全保障関連法の廃止署名をお願いしたものにすぎず、これは憲法第 19 条「思想及び良心の自由」および第 21 条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」により保障されています。また、個人情報保護条例の意図する「自己や第三者の不正な利益を図る目的」に相当するとは考えられません。更に、秋葉さんのパソコンにあった生徒情報は、秋葉さんが退職までの 4 年間、パソコンで生徒情報を管理するシステムの構築を担当していた校務分掌上のものであり、退職後も高校からのシステムへの問い合わせに対応する必要があった為そのまま所持していたものです。

以上、本事案は生徒情報を目的外使用したことによる行政処分（勧告）は、既に済んでいるもので、新たに罰則を伴う刑事事件とすることは、その妥当性を欠いており、私たちは、秋葉幸一さんを起訴しないことを強く要請します。

「秋葉幸一さんを守る会」への入会と募金のお願い

秋葉幸一さんを守る会

2016年3月、秋葉幸一さんは千葉県立成田北高校教員を退職して丁度一年が経とうとしていました。前年の9月に「安全保障関連法」が強行採決された様子をテレビで見て、日本の民主主義が脅かされつつある危機感を覚え、その廃案に向けての運動に参画するようになりました。そして、自宅のパソコン内に残っていた卒業生のデータから、自分が直接かかわっていた335人の教え子宛てに、安保関連法廃止の署名への協力を依頼しました。

18歳選挙権が適用される参議院選挙も近づいていた時期です。秋葉さんは、卒業生に宛てた署名依頼文の末尾に「18歳選挙権に伴い国政選挙に行かれることを期待します。・・・夢を信じて、自分のために大切な一票を投じて下さい。あなたの幸せはあなた自身の力で勝ち取ることを念じています」と記しています。自分自身のために政治に関心を持って欲しいという秋葉さんの、教え子へ向けた思いのこもった一文です。

これに対して、千葉県教育委員会（県教委）は1年以上も経った2017年5月に秋葉さんの行為が千葉県の個人情報保護条例（63条）に違反するとして刑事告発しました。しかし、秋葉さんは昨年の5月20日付で既に処分（勧告）を受けています。また、当人は個人情報を目的外に使用した事については、そのことを認め、その際パソコンのデータはすべて削除しました。当人はもちろん、私達も、上記勧告処分ですっかり決着がついていたと考えていました。

しかし、その1年後になって、県教委は秋葉さんを成田警察署に刑事告発し、この6月29日の早朝、警察官5人が秋葉さん宅に踏み込み、パソコン1台と関連ファイル1冊を押収していったのです。その後、秋葉さんは、計4回、延べ10時間を超える取り調べを受けました。

この間、秋葉さんは警察からの事情聴取に全面的に協力していますが、昨年の秋葉さんの行為は、教え子一人ひとりに対して安全保障関連法の廃止署名をお願いしたものにすぎませんから、これは憲法第19条「思想及び良心の自由」および第21条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」により保障されています。また、個人情報保護条例の意図する「自己や第三者の不正な利益を図る目的」に相当するとは考えられません。

さらに、秋葉さんのパソコンにあった生徒情報は、秋葉さんが退職までの4年間、パソコンで生徒情報を管理するシステムの構築を担当していた校務分掌上のものであり、退職後も高校からのシステムへの問い合わせに対応する必要があった為そのまま所持していたものです。

これまで述べてきましたように、今回の秋葉さんの行為は生徒情報の目的外使用については行政処分（勧告）を、既に受けていますから、その上に、新たに罰則を伴う刑事事件とすることは、その妥当性を欠いております。

今後は、千葉地方検察庁での取り調べがあり、そこで検察庁の判断が下されます。私たちはこれまでの理由から、まずは検察庁に対して「秋葉幸一さんを起訴しない」ことを求めて要請書を提出します。仮に起訴された場合は裁判で無罪を勝ち取るために活動します。

連絡先；吉岡秀樹 成田市和田 141 （tel 0476-22-4190）

「秋葉幸一さんを守る会」会則

第1条 会の名称を「秋葉幸一さんを守る会」とし、略称を「守る会」とします。

第2条 「守る会」は秋葉幸一さんの不起訴を勝ち取るために様々な活動を行います。仮に起訴された場合は裁判で無罪を勝ち取るために活動します。

第3条 「守る会」は目的に賛同する個人・団体によって構成します。

第4条 「守る会」は運営のために、次の役員を置きます。

代表1名、幹事若干名（代表と会計は幹事の互選とします）

第5条 「守る会」の事務局を代表者宅に置きます。

第6条 会費は、年度会費1口1,000円とし、会の運営及び弁護士費用などに充てます。

2 本会の会計年度は、8月から翌年の7月とします。

第7条 「守る会」の総会は、年1回（8月）開催します。ただし、必要がある場合は臨時総会を開催できます。

付則 この会則は2017年8月25日施行します。

私は「秋葉幸一さんを守る会」の趣旨に賛同し、入会します。

年 月 日

氏 名	
住 所	〒 ー
Eメールアドレス (持っている方)	
会 費	口 円を添えて入会します。

上記個人情報は検察庁も含めて、外部に出すことはありません。また、「守る会」の目的以外には使用しません。